

東海大学文理融合学部紀要

投稿規程

2024年3月1日

(投稿資格)

第1条 論文の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 文理融合学部所属の助教以上（専任・特任教職員の別を問わず）。
- (2) 文理融合学部紀要への掲載を希望する他の学部等所属の助教以上（専任・特任教職員の別を問わず）。

ただし、(1)、(2)の場合、本学の大学院院生、学部学生、研究生、研修生、研究員及び技術職員、卒業生、さらには学外の共同研究者を含むことはさしつかえない。

- (3) 東海大学を定年退職した教職員
- (4) その他、紀要委員会で認められたもの。
- (5) 連名は原則として筆頭執筆者を含め6名以内とする。

(投稿原稿の種類)

第2条 投稿原稿の内容は、学術研究に関し独創的で未発表のものに限り、次の種類のいずれかに該当するものとする。

- (1) 論文（原著論文で、他学会誌などに未発表のもの）
- (2) 研究ノート（独創性を問わず学術研究に寄与するもの）
- (3) 研究資料（学術研究に寄与するもの）
- (4) 翻訳（学術論文等の翻訳）

(投稿基準)

第3条 論文の投稿基準は、次のとおりとする。

- (1) 東海大学文理融合学部紀要原稿執筆要領に準じて作成しなければならない。
- (2) 投稿論文は、原則として10ページ以内とする。なお、ページの超過が出た場合は紀要委員会で対応を検討する。
- (3) 他の学会雑誌等に発表した論文等は掲載を認めない。
- (4) 学会・シンポジウム等での口頭発表を論文にしたものは、投稿を認める。

(審査)

第4条 論文の審査は、次のとおりとする。

(1) 論文

- ① 提出論文の審査は、紀要委員会の議を経て査読者に依頼する。
- ② 査読者は原則として学外者をあてる。
- ③ 掲載の可否判断の審査は紀要委員会が査読者の査読結果に基づいて行う。研究論文は査読者の査読結果に基づいて、A（投稿原稿のまま掲載可）、B（修正必要で再査読なし）、C（修正必要で再査読あり）、D（掲載不可）の審査判定をする。
- ④ 修正の必要のある論文（B及びC）については、著者に修正を要求する。Cについては、修正された論文を再度査読し、掲載可否を判定する。修正の内容によっては、次号以下への掲載を要求することがある。

(2) 研究ノート (3) 研究資料 (4) 翻訳

査読は行わない。ただし、執筆要領に合致しない不備な点がある場合は、紀要委員会より原稿の修正を要請することがある。

(著作権)

第5条 紀要論文の著作権は学校法人東海大学に帰属する。

付 則

- (1) 本規程は、2024年3月1日から施行する。
- (2) 本規程の改訂は、紀要委員会が提案し、文理融合学部教授会が審議・承認する。

以上